

# 商工業関係被害と各種の融資

七月の二度にわたる集中豪雨により、本県の商工業は、延べ五千四百九十八件、四十一億五千万円余にのぼる甚大な被害を受けました。

被害の内訳は、別表のとおり商業被害が三千四百九十五件で被害額二十八億一千九百万円余、工業被害が一千九百八十一件、十二億六百万円余、鉱業被害が二十二件、一億二千四百万円余となっております。

### 災害復旧対策実施の状況

七月十一日から七月十四日の大雨の被害については、被害状況の把握が進むにつれて、田浦町が、被害中小企業者を対象とした局地激甚災害の指定基準に達するものと考えられたので、関係省庁と連絡をとり、中小企業被害額の調査を実施するとともに、通商産業省及び中小企業庁に対し、二十日に、(一)激甚災害の指定、(二)被害中小企業者に対する災害融資の適用と融資条件の緩和措置を要請しました。

この要請に基づき、七月二十日に政府関係中小企業三金融機関(中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫)に對して、被害中小企業者に対する災害融資の示達がなされました。

また、引続く二十三日から二十四日の豪雨被害の甚大さにかんがみ、二十八日に再度、通商産業省及び中小企業庁に對し、

### 別表

区 分	件 数	被 害 額
商業被害	建 物	1,753件 547,652千円
	設備機械	730 915,618
	商 品	870 941,200
	広告施設	8 3,150
	その他	127 411,809
小 計	3,495	2,819,429
工業被害	建 物	284 82,613
	設備機械	284 571,932
	材 料	1,322 180,710
	製 品	68 321,831
	広告施設	
その他	23 49,300	
小 計	1,981	1,206,386
鉱業被害	小 建 物	7 7,189
	原 材 料	3 6,000
	生 産 物	3 59,000
	広告施設	
	その他	9 52,100
小 計	22	124,289
計	5,498	4,150,104

河川のはん濫で流入した汚泥の排出作業 (坂本村)



七月の集中豪雨災害を早急に「激甚災害に指定」されるよう要望するとともに、来熊の政府調査団等と同様の陳情を致しました。

これら国に対する災害復旧施策の要望と並行して、被害中小企業者への救援を早急に実施するため、「熊本県中小企業災害復興資金融資制度」を八月三日に創設しました。

また、政府は、八月十七日に

七月の豪雨災害を激甚災害に指定するとともに被害中小企業者に対する特例の援助措置を閣議決定し、二十日付で政令を公布施行し、関係法令の改正を実施しました。

この特例の援助措置は、七月の豪雨災害により災害救助法が適用された市町村の区域の被害中小企業者に対して、(一)中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、(二)中小企業近代化資金等助成法による貸付金等償還期間等の特例、(三)資金の融通に関する特例を適用することを内容としています。

熊本県災害復興資金融資制度及び激甚災害指定に伴う特例の詳細及びその利用については、各商工会議所、商工会、または、取扱い金融機関に相談して下さい。

なお、一部の地域で特に大きな被害を受けた観光施設、雇安定関係施設及び誘致企業等の災害復旧対策についても、関係機関等と連絡をとりながら、被害の実情に即した対策の検討を進めています。

水浸しになった駅前商店街 (田浦町)



災害の後始末に励む商店街の人々 (山鹿市)

